【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2023年7月10日提出

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉原 規之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【電話番号】 03-6774-5100

【届出の対象とした募集(売出)内国 DIAM ワールド・リート・インカム・オープン

投資信託受益証券に係るファンドの名 (毎月決算コース)

称】

【届出の対象とした募集(売出)内国 1兆円を上限とします。

投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

DIAM ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース) ただし、愛称として「世界家主倶楽部」という名称を用いる場合があります。 (以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されも しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間 終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の 受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示 することがあります。)

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5)【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

(7)【申込期間】

継続申込期間:2023年7月11日から2024年1月10日まで

ただし、お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日またはオランダ、フランス、イギリスのいずれかの祝祭日に該当する日(以下「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付は行いません。

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(9)【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)を行うことができる場合があります。販売会社にお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申 込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。 ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて 管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振 替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されま せん。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主としてDIAM US・リート・オープン・マザーファンド受益証券およびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じ、主に不動産投信等(REIT)に投資し、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

日本を除く世界各国のリートを主要投資対象とします。

DIAM US・リート・オープン・マザーファンドおよびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずるリートに投資します。

- ■リート(REIT)とは、[Real Estate Investment Irrust]の略で、不動産投資法人または不動産投資信託を意味します。多数の投資家から集めた資金等で、不動産を取得・管理・運用し、そこから生じる賃料収入や売買益等を、配当金として投資家に分配する仕組みです。
- リートへの投資を通じて安定的に配当を獲得することを目標として運用します。

世界各国のリートへの投資を通じて信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標とします。なお、実質外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。

毎月9日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として配当等収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことをめざします。 また、毎年6月、12月の決算時には、原則として配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行います。



- ●上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証する ものではありません。
- ●分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお 約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- 運用に関する権限は、デービス・セレクテド・アドバイザーズ(米国)および ファースト・センティア・インベスターズ(豪州)に委託します。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託 の純資産から支払われますので分配金が支払われると、そ の金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有 無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

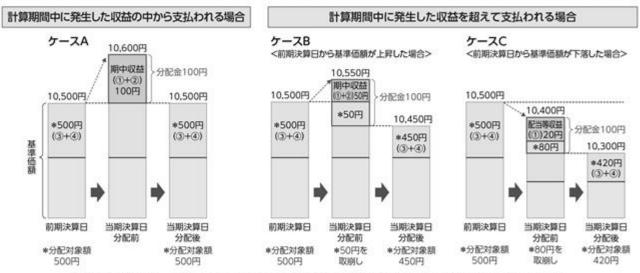


◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益·評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。
- ◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



購入価額

(当初個別元本)

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

※元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減 少します。また、元本払戻

金(特別分配金)部分は、

非課税扱いとなります。

投資者 (受益者)の 購入価額 (当初個別元本) (当初個別元本)

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金 :個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

分配金支払後

基準価額

(個別元本)

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域		投資対象資産	
			(収益の源泉)	
			株	式
	国	内		
単位型			債	券
	海	外	不動產	全投信
`ㅎ ho 프네			7.0/	山次立
追加型		£1		也資産
	内	外	()
			\ \ 	· • •
			貸産 	複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託
	財産とともに運用されるファンドをいいます。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
不動産投信	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源
	泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を除く)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリー	あり
一般	年6回		ファンド	()
公債	(隔月)	区欠州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		なし
	その他		ファンド・オ	
その他資産	()	アフリカ	ブ・ファンズ	
(投資信託証券				
(不動産投信))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

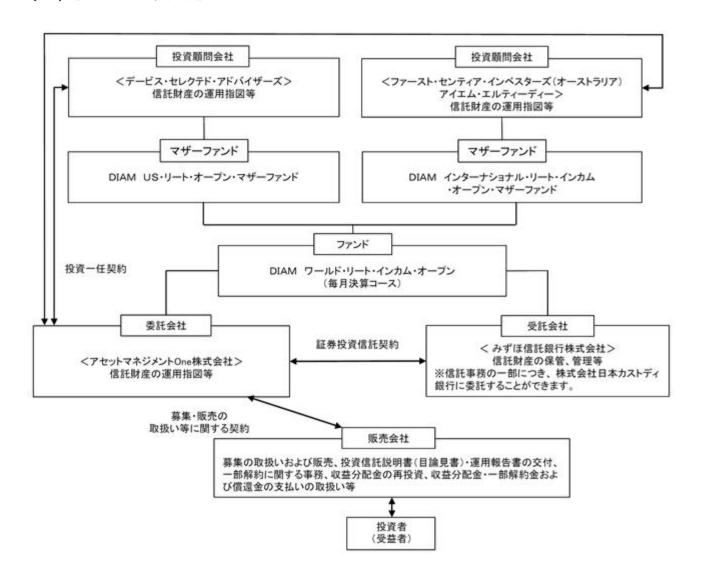
その他資産	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じ
(投資信託証券	て、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいい
(不動産投信))	ます。
	(注)商品分類表の投資対象資産は不動産投信に、属性区分表の投資対
	象資産はその他資産(投資信託証券(不動産投信))に分類され
	ます。
年12 回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12 回(毎月)決算する旨の
	記載があるものをいいます。
グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本
(日本を除く)	を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・
	ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するも
	のをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわ
	ない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載が
	ないものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

(2)【ファンドの沿革】

2004年4月23日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の 再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定 めたものです。

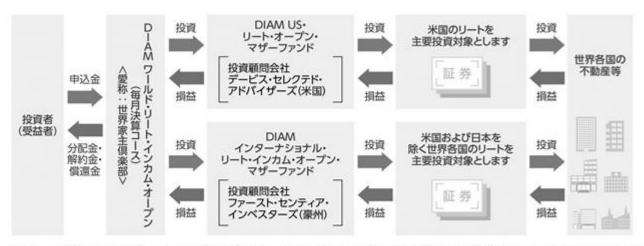
・「投資一任契約」の概要

委託会社と投資顧問会社 (デービス・セレクテド・アドバイザーズ) との間においては、DIA M US・リート・オープン・マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託する契約を締結しております。

委託会社と投資顧問会社(ファースト・センティア・インベスターズ(オーストラリア)アイエム・エルティーディー)との間においては、DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託する契約を締結しております。 当該契約の内容は、運用指図の権限委任、投資一任契約に基づく業務の内容、運用の責任等について規定したものです。

ファミリーファンド方式とは

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。各マザーファンドへの投資割合は、世界各国のリート市場の市場規模等を 参考として決定します。また、各マザーファンドの運用状況などを勘案し、投資割合を変更する場合があります。

委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円(2023年4月28日現在)

委託会社の沿革

1985年7月1日 会社設立

1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ

リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社 と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社

とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA

Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式

会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部

門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2023年4月28日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 1	70.0% 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1 号	12,000株	30.0% 2

1:A種種類株式(15,510株)を含みます。

2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標とし て運用を行います。

<投資対象>

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド受益証券およびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド受益証券およびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

実質組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。各マザーファンド受益証券への投資割合は、世界各国のリート市場の市場規模等を参考として決定します。また、各マザーファンド受益証券の運用状況などを勘案し、投資割合を変更する場合があります。

但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。)とします。

- イ.有価証券
- 口.金銭債権
- 八.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。)
- 二.金銭を信託する信託の受益権

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたDIAM US・リート・オープン・マザーファンドおよびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1)コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (2)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)の証券の性質を有するもの。
- (3)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (1)預金
- (2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3)コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形

(参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	DIAM US・リート・オープン・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得する
	ことを目標として運用を行います。
主な投資対象	米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等(一般社団法人投資信託
	協会規則に定める不動産投資信託および不動産投資法人をいいます。以下同じ。)の
	投資信託証券を主要投資対象とします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 運用指図に関する権限はデービス・セレクテド・アドバイザーズ (米国)に委託し 投資態度 ます。 デービス・セレクテド・アドバイザーズとは・・・ Davis Selected Advisers, LP ・1969年設立。創業者一族であるDavis家が約80%を出資する独立系運用会社。 ・運用受託資産は、約2兆7,157億円(約20,338百万米ドル、1米ドル=133.53円で 換算)。そのうち、不動産関連証券投資は約496億円(2023年3月末現在)。 ・不動産関連証券投資では1994年からの実績。 ・運用スタイルは、個別銘柄選択による割安銘柄投資を特徴としています。 不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することをめざします。 外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。 運用プロセス ・米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等を主な投資対象としま ・トップダウン・アプローチによる分析とボトムアップ・アプローチによる分析を相互 補完的に実施した上で投資銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。 主な投資制限 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えない ものとします。 株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資 産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることと

ファンド名	DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得する
	ことを目標として運用を行います。
主な投資対象	米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信
	等の投資信託証券を主要投資対象とします。

協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

し、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託

投資態度

運用指図に関する権限はファースト・センティア・インベスターズ (オーストラリア) アイエム・エルティーディーに委託します。

ファースト・センティア・インベスターズ (オーストラリア) アイエム・エル ティーディーとは・・・

First Sentier Investors(Australia) IM Ltd

- ・三菱UFJ信託銀行による100%出資の会社で、英国・香港等グローバルに拠点を持っています。
- ・運用受託資産は、約19兆8,370億円(約221,173百万豪ドル、1豪ドル=89.69円で 換算)と豪州を代表する資産運用会社の一つです。そのうち、不動産関連証券 投資は約1,583億円(2023年3月末現在)。
- ・不動産関連証券投資では1991年からの実績。
- ・運用スタイルは、マクロ分析によるトップダウンと個別銘柄調査によるボトム アップ運用の融合を特徴としています。

不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することをめざします。

外貨建資産について、対円で為替ヘッジは行いません。

運用プロセス

- ・米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投 信等を主な投資対象とします。
- ・個別銘柄調査に基づくファンダメンタルズ分析などのボトムアップ・アプローチに より投資銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。

主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

株式への投資は行いません。

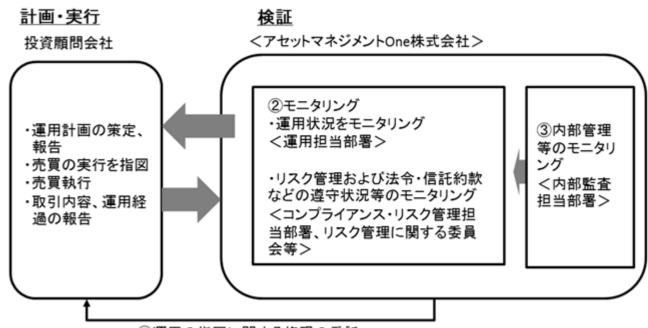
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資 産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることと し、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託 協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)【運用体制】

a.ファンドの運用体制



①運用の指図に関する権限の委託

運用の指図に関する権限の委託

当ファンドが投資対象とするDIAM US・リート・オープン・マザーファンドは、デービス・セレクテド・アドバイザーズにDIAM US・リート・オープン・マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

デービス・セレクテド・アドバイザーズは投資一任契約に基づいてDIAM US・リート・オープン・マザーファンドの運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

当ファンドが投資対象とする DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドは、ファースト・センティア・インベスターズ (オーストラリア)アイエム・エルティーディーに DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

ファースト・センティア・インベスターズ (オーストラリア) アイエム・エルティーディー は投資一任契約に基づいて D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリング し、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b.ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検(デューデリジェンス)を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

各ファンドの運用指図の委託先の運用体制は以下の通りです。

・デービス・セレクテド・アドバイザーズの運用体制

DIAM US · !	リート・オープン・マザーファンドについては、信託財産の運用指図に関する
権限をデービス・t	マレクテド・アドバイザーズに委託します。
調査活動	不動産担当ポートフォリオマネジャー(運用担当者、以下同じ)およびアナ
	リストにより、綿密な個別銘柄調査が行われます。経済・政治・不動産市場
	などのマクロ分析結果は、上記個別銘柄調査を効率的に行うことを目的とし
	て、活用されます。
ポートフォリオ	の分析結果に基づき、個別銘柄の選択の結果としてポートフォリオが構築
構築	されます。付加価値の源泉を個別銘柄選択に求めているため、良い経営の成
	長している銘柄を、内在価値より割安な価格で購入することを主眼としま
	す。組入銘柄は、地理的、不動産タイプ別に分散させながら、30~40銘柄で
	ポートフォリオを組成します。ポートフォリオ構築の最終決定は、不動産担
	当ポートフォリオマネジャーが行います。
リスク管理/コ	不動産投信等への投資にかかるリスク管理は、個別銘柄のリスク管理に帰結
ンプライアンス・	するとの認識のもと、組入銘柄の継続的な調査を運用部門にて行います。ま
チェック	た、業種分散、銘柄集中度を月次でモニタリングします。それら一連のリス
	ク管理は、運用部門とは独立した組織により並行して行われます。また、ガ
	イドラインの遵守状況などコンプライアンス・チェックも、運用部門とは完
	全に独立した部門により、定期的に行われます。

・ファースト・センティア・インベスターズ (オーストラリア) アイエム・エルティーディー の運用体制

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドについては、信託財産の運用指図に関する権限をファースト・センティア・インベスターズ(オーストラリア)アイエム・エルティーディーに委託します。

アイエム・エルティ	ィーディーに委託します。
調査活動	a)トップダウン・マクロ・スクリーニング
	中長期的に良好な運用を行うため、経済・政治・税金・証券市場・通貨見
	通しに加え、不動産需給の基礎的要因や貸借レート成長率、土地価格の見
	積もりなどに基づき、専属ファンドマネジャー(運用担当者、以下同じ)
	およびアナリストが地域別に不動産物件セクターの見通しを策定します。
	b)ボトムアップ調査
	専属ファンドマネジャーおよびアナリストが、不動産関連証券発行会社の
	マネジメントとの面談、主要な不動産賃貸契約の個別契約条項や不動産入
	居テナント企業に対する分析に基づき、綿密な調査活動を行います。
ポートフォリオ	a)ならびにb)の分析結果に基づき、個別銘柄の選択の結果としてポート
構築	フォリオが構築されます。付加価値の源泉を個別銘柄選択に求めているた
	め、グローバルな視点により銘柄の横比較を行い、優良な銘柄を選択するこ
	とに主眼を置いています。ポートフォリオ構築に関する権限は、不動産関連
	証券チームの責任者に一任されています。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

リスク管理 / コ ンプライアンス・ チェック 運用部門でのモニタリングに加え、運用部門とは完全に独立した部門により、個別銘柄ベースのリスク評価、また主に社内管理システムを活用してポートフォリオのリスク管理が行われます。また、ガイドラインの遵守状況などコンプライアンス・チェックも、運用部門とは完全に独立した部門により、システィマティックに行われます。

上記体制は2023年4月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎月9日、休業日の場合は翌営業日。)に下記に基づき収益分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

分配金額は、分配対象額の範囲のうち、原則として配当等収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことをめざします。また、毎年6月および12月の決算時には、原則として配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行います。分配金額につきましては、基準価額水準および市況動向等を勘案し委託会社の判断により決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の 運用を行います。

収益分配方式

- (1)信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
 - 1)信託財産に属する配当等収益(利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2)売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」と言います。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- 3)上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当 等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファ ンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (2)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除 きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前 のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者と します。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再 投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資割合(約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合(約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合(約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします

株式への投資割合(約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への投資は行いません。

外貨建資産への実質投資割合(約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

有価証券先物取引等のデリバティブ取引は行いません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第18条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第19条)

委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ(約款第26条)

(a)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (b)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

リートの価格変動リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値および当該不動産等による賃貸収入の 増減によって変動します。

リートは株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は不動産市況の変動、景気や株式 市況等の動向などによって変動します。

その他にも、投資対象不動産の老朽化・災害に伴う損害などは不動産等の価値が低下する要因となり、また、リートが投資対象とする建物の用途規制等、不動産等にかかる規制の強化や新たな規制がかかることにより、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性もあります。

当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは、実質組入外貨建資産について対円で為替へッジを行わないため為替変動の影響を 受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額 が下がる要因となります。

金利リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇するとリートの価格は下落します。当ファンドは、実質的にリートに投資を しますので、金利変動により基準価額が上下します。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落 要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

信用リスク

投資するリートの発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、リートの価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合は、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない 事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申 込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情があるときは、当初定められた信託期間の途中で信託を終了(繰上償還)する場合があります。

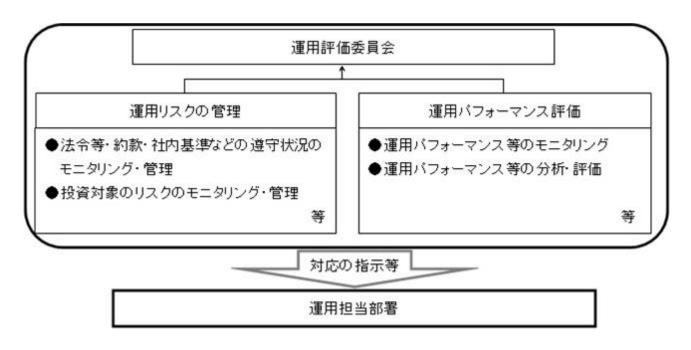
注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的にリートなど値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。
- 口.投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 八.投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 二.投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失 は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パ フォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスク管理体制は2023年4月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

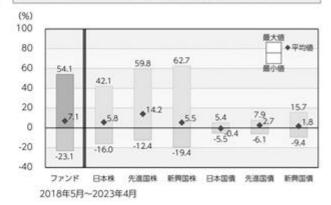
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *ファンドの分配金両投資基準価額は、税引前の分配金を両投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年 関騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落 率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東庭株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網躍し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または音標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権そ の他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限に各販売会社が定める 手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

償還乗換えによるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.738%(税抜1.58%)

信託報酬の配分は、各販売会社の取扱純資産額に応じて、以下の通りとします。

信託報酬の配分(税抜)				
各販売会社の 取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社	
100億円以下の部分	年率1.00%	年率0.50%	年率0.08%	
100億円超 300億円以下の部分	年率0.95%	年率0.55%	年率0.08%	
300億円超の部分	年率0.90%	年率0.60%	年率0.08%	
主な役務	信託財産の運用、目 論見書等各種書類の 作成、基準価額の算 出等の対価	購入後の情報提供、 交付運用報告書等各 種書類の送付、口座 内でのファンドの管 理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの 運用指図の実行等の 対価	

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときに 信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

委託会社の信託報酬には、各マザーファンドの投資顧問会社への報酬が含まれます。

- ・DIAM US・リート・オープン・マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた 投資顧問会社(デービス・セレクテド・アドバイザーズ)に対する報酬(当ファンドの信託財産 に属する当該マザーファンドの時価総額に対して年率0.325%~0.50%)
- ・DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ファースト・センティア・インベスターズ(オーストラリア)アイエム・エルティーディー)に対する報酬(当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に対して年率0.325%~0.50%)

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1.信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

2.その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の 利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの 基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費 税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にか かる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支 払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託 (リート)の費用は表示しておりません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要 制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用 なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

< 2024年1月1日以降 >

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2023年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当 する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2023年4月28日現在

資産の種類	時価合計(円) 投資比率(%)
親投資信託受益証券	51,975,459,328 97.93
内日本	51,975,459,328 97.93
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,098,042,411 2.07
純資産総額	53,073,501,739 100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

2023年4月28日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)
投資証券		20,216,236,925	93.28
	内 アメリカ	20,216,236,925	93.28
コール・ローン、その他の資	コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		6.72
純資産総額		21,672,236,659	100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

2023年4月28日現在

資	産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		12,480,874,665	36.34
	内 オーストラリア	9,191,008,785	26.76
	内 シンガポール	3,289,865,880	9.58
投資証券		20,439,352,476	59.51
	内 カナダ	8,371,992,305	24.37
	内 イギリス	3,178,101,085	9.25
	内 ベルギー	3,145,341,313	9.16
	内 フランス	2,150,201,520	6.26
	内 ニュージーランド	2,085,764,758	6.07
	内 オランダ	1,359,879,466	3.96
	内 スペイン	148,072,029	0.43
コール・ローン、その他の	資産(負債控除後)	1,427,858,197	4.16
純資産総額		34,348,085,338	100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2023年4月28日現在

川		種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	利率 (%)	投資 比率
12	2 元11体00国/地域 			(円)	(円)	償還日	(%)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1	DIAM インターナショ ナル・リート・インカム・ オープン・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	9,757,473,867	3.2052 31,275,630,985	3.2676 31,883,521,607	-	60.07
2	DIAM US・リート・ オープン・マザーファンド	親投資 信託受	4,475,417,143	4.4437	4.4894	-	37.86
	日本	益証券		19,887,858,700	20,091,937,721	-	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年4月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.93
合計	97.93

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

						2023年4月2	28日現在
順	銘柄名			簿価単価	評価単価	利率	投資
	新州石 発行体の国/地域	種類	数量	簿価金額	評価金額	(%)	比率
位	光11体0/国/地域			(円)	(円)	償還日	(%)
	PROLOGIS INC	投資証	405 407	15,823.37	16,388.00	-	7.00
1	アメリカ	券	105,487	1,669,160,098	1,728,721,314	-	7.98
2	PUBLIC STORAGE	投資証	20, 000	40,509.43	39,223.63	-	F 20
	アメリカ	券	29,600	1,199,079,230	1,161,019,622	-	5.36
	EQUINIX INC	投資証	40 440	91,656.39	96,552.13	-	4.50
3	アメリカ	券	10,110	926,646,145	976,142,127	-	4.50
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	投資証	40, 500	22,729.58	23,828.19	-	4 45
4	アメリカ	券	40,500	920,548,103	965,041,877	-	4.45
_	WELLTOWER INC	投資証	20 740	8,939.09	10,460.79	-	4.33
5	アメリカ	券	89,710	801,925,932	938,438,251	-	
	COUSINS PROPERTIES INC	投資証	242.245	3,246.56	2,881.11	-	4.04
6	アメリカ	券	318,645	1,034,502,404	918,052,060	-	4.24
	ALEXANDRIA REAL ESTATE	+□ >⁄2 +⊤		40,000,04	10, 100, 10		
7	EQUIT	投資証	52,324	19,862.04	16,460.43	-	3.97
	アメリカ	券		1,039,261,555	861,275,727	-	
	TERRENO REALTY CORP	投資証	400,000	7,756.51	8,200.70	-	0.04
8	アメリカ	券	103,323	801,426,564	847,321,773	-	3.91
	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証	50,000	15,709.30	14,834.77	-	0.00
9	アメリカ	券	53,930	847,202,851	800,039,577	-	3.69
40	AMERICAN TOWER CORP	投資証	00.740	28,443.95	27,582.49	-	0.00
10	アメリカ	券	28,740	817,479,311	792,720,854	-	3.66
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	投資証	07.044	28,693.34	28,363.12	-	0.04
11	アメリカ	券	27,811	797,990,705	788,807,002	-	3.64
	BRIXMOR PROPERTY GROUP	+n.>∞≐⊤		2 247 52	2 222 22		
12	INC	投資証	263,640	3,017.58	2,800.63	-	3.41
	アメリカ	券		795,555,120	738,359,253	-	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					1月11世記	正券届出書(「	7国权具语	
4.0	REXFORD INDUSTRIAL REALTY	投資証 投資証	400 400	7,350.32	7,346.30	-		
13	INC アメリカ	券	100,130	735,987,942	735,585,029	_	3.39	
	VENTAS INC	上 投資証		6,049.82	6,322.88			
14	アメリカ		107,650	651,263,422	680,658,914	<u>-</u>	3.14	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証		14,323.91	13,647.72	_		
15	アメリカ	次	46,710	669,070,151	637,485,351	-	2.94	
	UDR INC	投資証		5,425.31	5,511.40	-		
16	アメリカ	券	111,580	605,356,736	614,962,201	-	2.84	
	CROWN CASTLE INC	投資証		18,628.24	16,493.96	-		
17	アメリカ	券	33,320	620,693,219	549,578,950	-	2.54	
40	EQUITY RESIDENTIAL	投資証	00.045	8,404.55	8,290.57	-	0.45	
18	アメリカ	券	63,915	537,177,290	529,892,120	-	2.45	
19	AMERICAN HOMES 4 RENT	投資証	111 050	4,423.87	4,419.58	-	2 20	
19	アメリカ	券	111,950	495,252,251	494,772,372	-	2.28	
	RETAIL OPPORTUNITY	投資証		2,054.97	1,712.84	_		
20	INVESTMENTS CORP	│投員証 │ │ 分	283,120	2,054.97	1,712.04	-	2.24	
	アメリカ	73		581,804,874	484,939,289	-		
1	SUNSTONE HOTEL INVESTORS	 投資証	372,360	1,381.04	1,259.48	_		
21	INC			1,001.01	1,200.10		2.16	
	アメリカ			514,244,521	468,980,233	-		
22	DOUGLAS EMMETT INC	投資証	238,080	2,045.81	1,704.79	-	1.87	
	アメリカ	券		487,068,562	405,876,950	-		
23	BOSTON PROPERTIES INC	投資証	55,710	7,861.26	7,084.74	-	1.82	
	アメリカ	券		437,950,827	394,691,233	-		
24	LIFE STORAGE INC	投資証	19,950	14,377.39	17,856.72	-	1.64	
	アメリカ	券	,	286,829,024	356,241,701	-		
25	CAMDEN PROPERTY TRUST	投資証	20,930	15,519.18	14,288.86	-	1.38	
	アメリカ	券		324,816,558	299,066,026	-		
26	SUN COMMUNITIES INC	投資証 _並	15,790	19,155.37	18,174.61	-	1.32	
	アメリカ	券		302,463,336	286,977,170	-		
27	VICI PROPERTIES INC	投資証 _並	63,240	4,517.49	4,465.18	-	1.30	
	アメリカ	券		285,686,598	282,378,470	-		
28	FEDERAL REALTY INVS TRUST	投資証	21,440	14,376.51	12,977.07	-	1.28	
	アメリカ	券 也容証		308,232,411	278,228,541	-		
29	CUBESMART アメリカ	投資証 券	40,700	5,731.37 233,266,958	6,081.45 247,515,185	<u>-</u>	1.14	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	投資証		3,464.06	2,844.89	-		
30	アメリカ	│投資証 │ │券	84,946	294,258,254	2,044.09	-	1.12	
\Box			オスツ☆次产の吐		۷٦١,002,040		oxdot	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年4月28日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	93.28
合計	93.28

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

2023年4月28日現在

							201201
順	<u> </u>			簿価単価	評価単価	利率	投資
	銘柄名	種類	数量	簿価金額	評価金額	(%)	比率
位	発行体の国/地域			(円)	(円)	償還日	(%)
	WAREHOUSES DE PAUW	投資証		3,914.17	3,920.09	-	
1	ベルギー	 	690,172	2,701,455,782	2,705,542,705	_	7.88
	GOODMAN PROPERTY TRUST	投資証		169.45	179.76	_	
2	ニュージーランド	茂貞朏 券	11,602,872	1,966,168,155	2,085,764,758	_	6.07
						_	
3	CANADIAN APT PPTYS REIT	投資証	421,539	4,251.32	4,856.54	-	5.96
	カナダ	券		1,792,098,909	2,047,222,659	-	
	KILLAM APARTMENT REAL	 投資証		1,627.39	1,656.96	-	
4	ESTATE INVESTMENT TRUST	券	1,162,950	,	,		5.61
	カナダ	,,		1,892,574,014	1,926,963,609	-	
	REGION RE LTD	投資信		236.29	217.11	-	
5		託受益	8,722,312				5.51
	オーストラリア	証券		2,061,039,744	1,893,711,625	-	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST	+Л >欠±⊤		0.040.00	0.050.47		
6	TRUST	投資証	819,870	2,048.28	2,056.17	-	4.91
	カナダ	券		1,679,327,095	1,685,792,261	-	
	SEGRO PLC	投資証		1,344.55	1,358.97	-	
7	イギリス	 	1,185,138	1,593,480,853	1,610,568,053	_	4.69
		投資信					
8	NATIONAL STORAGE REIT	託受益	7,135,696	208.21	219.78	-	4.57
0	オーストラリア	│ 記爻無 │ 証券	7,135,090	1,485,746,098	1,568,287,548	-	1.07
	UNITE GROUP PLC						
9		投資証	984,214	1,537.35	1,592.67	-	4.56
	イギリス	券		1,513,081,885	1,567,533,032	-	
10	VASTNED RETAIL	投資証	452,507	3,153.25	3,005.21	-	3.96
	オランダ	券	·	1,426,868,602	1,359,879,466	-	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT	│ │投資証		1,509.10	1,589.93	_	
11	TRUST	次二版 券	771,800	1,000.10	1,000.00		3.57
	カナダ	,,		1,164,728,551	1,227,111,138	-	
	VICINITY CENTRES	投資信		177.07	183.29	-	
12		託受益	6,302,094				3.36
	オーストラリア	証券		1,115,913,044	1,155,166,267	-	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	投資信		354.14	337.23	_	
13		託受益	3,230,658	30	33.123		3.17
	オーストラリア	証券		1,144,106,516	1,089,488,366	-	
	GPT GROUP	投資信		386.97	391.51	_	
14	G. 1. GIVOOI	託受益	2,757,120	300.97	391.01	_	3.14
	オーストラリア	証券		1,066,939,057	1,079,445,565	-	
	GOODMAN GROUP	投資信		4 000 40	4 744 64		
15	GOODMAN GROUP	託受益	597,337	1,622.10	1,714.64	-	2.98
	オーストラリア	証券	331,331	968,943,573	1,024,220,661	-	
	GROWTHPOINT PROPERTIES	投資信					
16	AUSTRALIA	投資店 託受益	3,578,152	281.17	282.95	-	2.95
10	オーストラリア	託安益 証券	3,376,102	1 006 002 220	1 012 464 000		2.30
	カーストフリア			1,006,093,329	1,012,461,008	-	
_	PARKWAY LIFE REIT	投資信	0.545.005	373.85	391.10	-	0.5-
17	シンガポール	託受益	2,517,000	941,000,560	984,400,210	_	2.87
	77711	証券		3-1,000,000	307,700,210	_	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

						证券届出書(「	
18	KLEPIERRE	投資証	285,887	3,282.04	3,317.57	-	2.76
10	フランス	券	200,007	938,294,513	948,451,964	-	2.76
19	CROMBIE REAL ESTATE INV	投資証	576,200	1,577.12	1,518.96	-	2.55
19	カナダ	券	576,200	908,736,544	875,226,883	-	2.55
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	投資信		159.64	176.95	-	
20		託受益	4,282,242				2.21
	シンガポール	証券		683,649,084	757,744,434	-	
	DIGITAL CORE REIT	投資信		73.63	56.33	_	
21	MANAGEMENT PTE LTD	託受益	12,484,500	75.05	30.33	-	2.05
	シンガポール	証券		919,306,318	703,309,313	-	
22	GECINA SA	投資証	43,793	14,130.41	14,700.37	-	1.87
22	フランス	券	43,793	618,813,395	643,773,390	-	1.8/
23	ALLIED PROPERTIES REIT	投資証	271,400	2,674.20	2,246.41	-	1.77
23	カナダ	券	271,400	725,778,992	609,675,755	-	1.77
24	ICADE	投資証	90,256	5,927.52	6,182.15	-	1.62
24	フランス	券	90,256	534,994,389	557,976,166	-	1.02
	CAPLAND ASCENDAS REIT	投資信	1,570,591	276.60	282.51	-	
25		託受益					1.29
	シンガポール	証券		434,432,761	443,719,285	-	
26	COFINIMMO SA	投資証	34,726	12,553.79	12,664.82	-	1.28
20	ベルギー	券	34,720	435,942,980	439,798,608	-	1.20
	MAPLETREE INDUSTRIAL	投資信		222.19	239.28		
27	TRUST	託受益	1,674,540	222.19	239.20	-	1.17
	シンガポール	証券		372,071,736	400,692,638	-	
	STOCKLAND	投資信		343.46	389.73	-	
28		託受益	944,822				1.07
	オーストラリア	証券		324,511,209	368,227,745	-	
	INMOBILIARIA COLONIAL	投資証		878.61	846.78	_	
29	SOCIMI SA	投員証 券	174,863	0/0.01	040.70	-	0.43
	スペイン	ח ח		153,637,673	148,072,029	-	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年4月28日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	36.34
投資証券	59.51
合計	95.84

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド 該当事項はありません。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド 該当事項はありません。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(2023年4月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

直近日(2023年4月末)、同日				i
	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(百万円)	(百万円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第19特定期間末	422.055	404 400	0 2005	0 2020
(2013年10月9日)	133,955	134,469	0.3905	0.3920
第20特定期間末	125,663	126,104	0.4273	0.4288
(2014年4月9日)	125,005	120, 104	0.4273	0.4200
第21特定期間末	119,573	119,972	0.4497	0.4512
(2014年10月9日)	119,575	119,972	0.4497	0.4512
第22特定期間末	126,718	127,073	0.5353	0.5368
(2015年4月9日)	120,710	121,013	0.5555	0.5566
第23特定期間末	106,177	106,502	0.4905	0.4920
(2015年10月9日)	100,177	100,502	0.4905	0.4920
第24特定期間末	96,203	96,512	0.4663	0.4678
(2016年4月11日)	30,200	90,512	0.4003	0.4070
第25特定期間末	96 902	87,100	0.4367	0.4382
(2016年10月11日)	86,802	87,100	0.4307	0.4362
第26特定期間末	86,705	86,984	0.4659	0.4674
(2017年4月10日)	00,703	00,904	0.4059	0.4074
第27特定期間末	85,538	85,799	0.4926	0.4941
(2017年10月10日)	00,000	00,799	0.4920	0.4941
第28特定期間末	74,586	74,829	0.4591	0.4606
(2018年4月9日)	74,500	74,029	0.4591	0.4000
第29特定期間末	73,393	73,624	0.4768	0.4783
(2018年10月9日)	75,595	73,024	0.4700	0.4703
第30特定期間末	73,154	73,373	0.5011	0.5026
(2019年4月9日)	73,134	13,313	0.5011	0.3026
第31特定期間末	69,963	70,173	0.4987	0.5002
(2019年10月9日)	09,963	70,173	0.4907	0.5002
第32特定期間末	51,216	51,413	0.3887	0.3902
(2020年4月9日)	51,210	51,413	0.3007	0.3902
第33特定期間末	54,888	55,083	0.4224	0.4239
(2020年10月9日)	J+,000	33,003	0.7224	0.4239

			田川田	<u> </u>
第34特定期間末 (2021年4月9日)	60,888	61,074	0.4897	0.4912
第35特定期間末 (2021年10月11日)	63,660	63,837	0.5383	0.5398
第36特定期間末 (2022年4月11日)	69,761	69,931	0.6167	0.6182
第37特定期間末 (2022年10月11日)	52,772	52,936	0.4826	0.4841
第38特定期間末 (2023年4月10日)	52,462	52,623	0.4884	0.4899
2022年4月末日	69,090	-	0.6163	-
5月末日	63,839	-	0.5723	-
6月末日	60,496	•	0.5457	-
7月末日	62,767	-	0.5682	-
8月末日	60,889	-	0.5541	-
9月末日	53,638	-	0.4902	-
10月末日	57,380	-	0.5258	-
11月末日	56,202	-	0.5166	-
12月末日	52,896	-	0.4884	-
2023年1月末日	56,103	-	0.5191	-
2月末日	56,408	-	0.5235	-
3月末日	52,438	-	0.4880	-
4月末日	53,073	-	0.4955	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第19特定期間	0.0090
第20特定期間	0.0090
第21特定期間	0.0090
第22特定期間	0.0090
第23特定期間	0.0090
第24特定期間	0.0090
第25特定期間	0.0090
第26特定期間	0.0090
第27特定期間	0.0090
第28特定期間	0.0090
第29特定期間	0.0090
第30特定期間	0.0090
第31特定期間	0.0090
第32特定期間	0.0090
第33特定期間	0.0090
第34特定期間	0.0090
第35特定期間	0.0090
第36特定期間	0.0090
第37特定期間	0.0090
第38特定期間	0.0090

【収益率の推移】

|--|

	日 四 正 方 田 山 百 (7 日 1 又 貝 に
第19特定期間	9.0
第20特定期間	11.7
第21特定期間	7.3
第22特定期間	21.0
第23特定期間	6.7
第24特定期間	3.1
第25特定期間	4.4
第26特定期間	8.7
第27特定期間	7.7
第28特定期間	5.0
第29特定期間	5.8
第30特定期間	7.0
第31特定期間	1.3
第32特定期間	20.3
第33特定期間	11.0
第34特定期間	18.1
第35特定期間	11.8
第36特定期間	16.2
第37特定期間	20.3
第38特定期間	3.1

⁽注1)収益率は期間騰落率です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第19特定期間	5,844,133,195	59,453,643,746
第20特定期間	3,130,292,432	52,071,837,661
第21特定期間	4,426,444,157	32,601,792,126
第22特定期間	2,843,005,715	32,028,637,143
第23特定期間	1,716,658,192	21,960,326,586
第24特定期間	1,944,070,091	12,127,614,073
第25特定期間	1,486,495,119	9,029,774,913
第26特定期間	1,438,881,098	14,078,266,121
第27特定期間	1,255,139,235	13,712,212,935
第28特定期間	1,686,866,227	12,890,409,316
第29特定期間	1,045,624,407	9,564,479,297
第30特定期間	1,013,964,920	8,942,108,105
第31特定期間	1,013,053,250	6,731,969,909
第32特定期間	1,382,238,815	9,905,134,434
第33特定期間	1,580,919,044	3,397,851,931
第34特定期間	1,216,342,602	6,816,892,327
第35特定期間	1,379,015,116	7,459,623,072
第36特定期間	977,387,647	6,110,376,400
第37特定期間	849,847,383	4,630,585,333
第38特定期間	754,744,872	2,676,115,665

⁽注)本邦外における設定及び解約はありません。

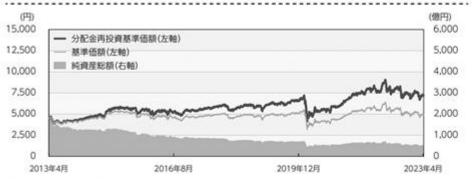
⁽注2)各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

< <参考情報 > >

データの基準日:2023年4月28日

基準価額・純資産の推移 (2013年4月30日~2023年4月28日)

分配の推移(税引前)



2022年12月	15円
2023年 1月	15円
2023年 2月	15円
2023年 3月	15円
2023年 4月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	11,900円

※分配金は1万口当たりです。

- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2004年4月23日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド	60.07
2	DIAM US・リート・オープン・マザーファンド	37.86

■DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類 投資証券		比率(%) 93.28
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		6.72
合計(純資産総額)		100.00

組入 上位10銘柄

順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	7.98
2	PUBLIC STORAGE	アメリカ	5.36
3	EQUINIX INC	アメリカ	4.50
4	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	4.45
5	WELLTOWER INC	アメリカ	4.33
6	COUSINS PROPERTIES INC	アメリカ	4.24
7	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	3.97
8	TERRENO REALTY CORP	アメリカ	3.91
9	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	3.69
10	AMERICAN TOWER CORP	アメリカ	3.66

[○]掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

[○]委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2023年4月28日

■DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

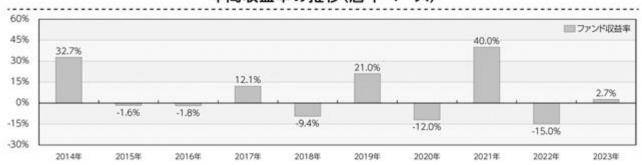
※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

組入上位10銘柄

	T		7.77			
	資産の種類	比率(%)	順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
投資信託受益証券		36.34	1	1 WAREHOUSES DE PAUW	ベルギー	7.88
	内 オーストラリア	26.76	2	GOODMAN PROPERTY TRUST	ニュージーランド	6.07
	内 シンガポール	9.58	3	CANADIAN APT PPTYS REIT	カナダ	5.96
投資証券		59.51	4	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	カナダ	5.61
	内 カナダ	24.37	5	REGION RE LTD	オーストラリア	5.51
	内 イギリス	9.25	6	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	カナダ	4.91
	内 ベルギー	9.16	7	SEGRO PLC	イギリス	4.69
	内 フランス	6.26	8	NATIONAL STORAGE REIT	オーストラリア	4.57
	内 ニュージーランド	6.07	9	UNITE GROUP PLC	イギリス	4.56
	内 その他	4.40	10	VASTNED RETAIL	オランダ	3.96
コール・ローン	、その他の資産(負債控除後)	4.16				
合計(純資	産総額)	100.00				

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

^{※2023}年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

[※]当ファンドにはベンチマークはありません。

[○]掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

[○]委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
 - ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)を行うことができる場合があります。販売会社にお問い合わせください。

当ファンドのお申込みの受付は、原則として、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかの 休業日またはオランダ、フランス、イギリスのいずれかの祝祭日に該当する日(以下「海外休業 日」という場合があります。)には、お申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消す ことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額は、お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金の再投資を行う場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の 受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表 示することがあります。)

・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されま す。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。 販売会社へのお問い合わせ

委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかか りません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

2【換金(解約)手続等】

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日の申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の請求の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約

の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解 約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとし て、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において 支払います。
- ・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。 当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に したがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日におけ る受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法		
マザーファンド	計算日の基準価額		
受益証券	可発口の金牛 岬牌		
不動産投資信託証券	計算日 における金融商品取引所等の最終相場		
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値		
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値		

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は2004年4月23日から無期限です。

ただし、下記(5) イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

- a.計算期間は原則として毎月10日から翌月9日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始 されるものとします。

(5)【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると 認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契 約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじ め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、上記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会 社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任 した場合、委託会社は下記 ロ.信託約款の変更の規定に従い、新受託会社を選任します。委託 会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させ ます。
- k. 上記 d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

口.信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に 異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとしま す。
- d. 上記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、上記d.の規定により、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨 およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からe.の規定に従い 信託約款を変更します。
- g. 上記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

八、関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

投資一任契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、いずれの当事者からも別 段の意思表示がない限り、各マザーファンドの信託終了日まで存続します。当該契約は、当事者 間の合意により変更することができます。

二.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに 掲載します。

(URL http://www.am-one.co.jp/)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ.運用報告書

- ・委託会社は、毎年6月9日、12月9日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付 運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から 運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL http://www.am-one.co.jp/)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その 権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2022年10月12日から2023年4月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【DIAM ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(十四・11)
	前期 2022年10月11日現在	当期 2023年4月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,788,025,890	1,303,763,677
親投資信託受益証券	51,254,743,684	51,411,831,646
流動資産合計	53,042,769,574	52,715,595,323
資産合計	53,042,769,574	52,715,595,323
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	164,020,433	161,138,377
未払解約金	17,870,978	12,475,957
未払受託者報酬	4,454,095	4,002,033
未払委託者報酬	83,514,598	75,037,945
その他未払費用	119,924	110,800
流動負債合計	269,980,028	252,765,112
負債合計	269,980,028	252,765,112
純資産の部		
元本等		
元本	109,346,955,670	107,425,584,877
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	56,574,166,124	54,962,754,666
(分配準備積立金)	17,470,701,932	16,692,582,772
元本等合計	52,772,789,546	52,462,830,211
純資産合計	52,772,789,546	52,462,830,211
負債純資産合計	53,042,769,574	52,715,595,323

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(羊瓜・ロン)
	前期 自 2022年4月12日 至 2022年10月11日	当期 自 2022年10月12日 至 2023年4月10日
受取利息	6,239	5,720
有価証券売買等損益	13,285,141,483	2,107,087,962
一点, 一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一	13,285,135,244	2,107,093,682
支払利息	236,786	345,002
受託者報酬	27,427,129	23,900,284
委託者報酬	514,260,155	448,131,469
その他費用	724,931	652,386
営業費用合計	542,649,001	473,029,141
営業利益又は営業損失()	13,827,784,245	1,634,064,541
経常利益又は経常損失()	13,827,784,245	1,634,064,541
当期純利益又は当期純損失()	13,827,784,245	1,634,064,541
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	54,751,931	2,091,696
期首剰余金又は期首欠損金()	43,366,365,297	56,574,166,124
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,933,431,558	1,321,629,972
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,933,431,558	1,321,629,972
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	373,172,079	373,036,855
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	373,172,079	373,036,855
分配金	995,027,992	973,337,896
期末剰余金又は期末欠損金()	56,574,166,124	54,962,754,666

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当期		
項目	自 2022年10月12日		
	至 2023年4月10日		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券		
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ		
	たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。		
2. その他財務諸表作成のための基礎	特定期間末日の取扱い		
となる事項	当ファンドは、原則として毎年4月9日及び10月9日を特定期間の末日とし		
	ておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を2022年10月11		
	日、当特定期間末日を2023年4月10日としております。		

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期	当期	
	块 口	2022年10月11日現在	2023年4月10日現在	
1.	期首元本額	113,127,693,620円	109,346,955,670円	
	期中追加設定元本額	849,847,383円	754,744,872円	
	期中一部解約元本額	4,630,585,333円	2,676,115,665円	
2.	受益権の総数	109,346,955,670□	107,425,584,877□	
3.	元本の欠損	純資産額が元本総額を下回ってお	純資産額が元本総額を下回ってお	
		り、その差額は56,574,166,124円で	り、その差額は54,962,754,666円で	
		あります。	あります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
項目	自 2022年4月12日	自 2022年10月12日
	至 2022年10月11日	至 2023年4月10日
1. 分配金の計算過程	(自2022年4月12日 至2022年5月9	(自2022年10月12日 至2022年11月9
	日)	日)
	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(85,848,681円)、費用控	当等収益(51,109,735円)、費用控
	除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
	券売買等損益(0円)、信託約款に規	券売買等損益(0円)、信託約款に規
	定される収益調整金(4,483,956,530	定される収益調整金(4,504,745,272
	円)及び分配準備積立金	円)及び分配準備積立金
	(18,177,264,926円)より分配対象	(17,398,984,957円)より分配対象
	収益は22,747,070,137円(1万口当た	収益は21,954,839,964円(1万口当た
	り2,031.00円)であり、うち	り2,013.65円)であり、うち
	167,998,470円(1万口当たり15円)	163,545,051円(1万口当たり15円)
	を分配金額としております。	を分配金額としております。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(自2022年5月10日 至2022年6月9 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(84,068,345円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(4,484,204,895 円)及び分配準備積立金

(17,969,166,531円)より分配対象 収益は22,537,439,771円(1万口当た リ2,023.56円)であり、うち 167,062,724円 (1万口当たり15円) を分配金額としております。

(自2022年6月10日 至2022年7月11 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(215,885,459円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(4,484,341,424 円)及び分配準備積立金

(17,750,267,458円)より分配対象 収益は22,450,494,341円(1万口当た リ2,028.07円)であり、うち 166,047,944円(1万口当たり15円) を分配金額としております。

(自2022年7月12日 至2022年8月9 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(153,956,150円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(4,482,334,989 円)及び分配準備積立金

(17,706,720,959円)より分配対象 収益は22,343,012,098円(1万口当た リ2,027.04円)であり、うち 165,336,837円(1万口当たり15円) を分配金額としております。

(自2022年11月10日 至2022年12月9 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(8,386,795円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(0円)、信託約款に規定 される収益調整金(4,510,957,561 円)及び分配準備積立金

(17,201,498,227円)より分配対象 収益は21,720,842,583円(1万口当た リ1,999.42円)であり、うち 162,953,097円(1万口当たり15円) を分配金額としております。

(自2022年12月10日 至2023年1月10

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(181,378,100円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(4,514,848,898 円)及び分配準備積立金

(16,972,543,597円)より分配対象 収益は21,668,770,595円(1万口当た リ2,001.18円)であり、うち 162,419,700円(1万口当たり15円) を分配金額としております。

(自2023年1月11日 至2023年2月9 H)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(69,476,068円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(4,517,519,645 円)及び分配準備積立金

(16,912,869,337円)より分配対象 収益は21,499,865,050円(1万口当た リ1,992.62円)であり、うち 161,845,940円(1万口当たり15円) を分配金額としております。

(自2022年8月10日 至2022年9月9 (自2023年2月10日 至2023年3月9 日) 日) 計算期間末における費用控除後の配 計算期間末における費用控除後の配 当等収益(186,666,859円)、費用控 当等収益(128,990,430円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(4,483,162,033 定される収益調整金(4,523,087,969 円)及び分配準備積立金 円)及び分配準備積立金 (17,590,620,991円)より分配対象 (16,760,914,728円)より分配対象 収益は22,260,449,883円(1万口当た 収益は21,412,993,127円(1万口当た リ2,029.06円)であり、うち リ1,989.61円)であり、うち 164,561,584円(1万口当たり15円) 161,435,731円(1万口当たり15円) を分配金額としております。 を分配金額としております。 (自2022年9月10日 至2022年10月11 (自2023年3月10日 至2023年4月10 計算期間末における費用控除後の配 計算期間末における費用控除後の配 当等収益(108,083,375円)、費用控 当等収益(176,725,691円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(4,496,688,071 定される収益調整金(4,535,545,973 円)及び分配準備積立金 円)及び分配準備積立金 (17,526,638,990円)より分配対象 (16,676,995,458円)より分配対象 収益は22,131,410,436円(1万口当た 収益は21,389,267,122円(1万口当た リ2,023.96円)であり、うち リ1,991.07円)であり、うち 164,020,433円(1万口当たり15円) 161,138,377円(1万口当たり15円) を分配金額としております。 を分配金額としております。 2. 委託費用 信託財産の運用の指図にかかわる権 信託財産の運用の指図にかかわる権 限の全部または一部を委託するため 限の全部または一部を委託するため に要する費用として委託者報酬の中 に要する費用として委託者報酬の中 から支弁している額 から支弁している額 (注) 当該金額は、親投資信託の運 (注) 当該金額は、親投資信託の運 用の指図に係る権限を委託するため 用の指図に係る権限を委託するため に要する費用として委託者報酬の中 に要する費用として委託者報酬の中 から支弁している額のうち、信託財 から支弁している額のうち、信託財 産に属する額になっております。 産に属する額になっております。 149,631,878円 131,328,031円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	前期	当期
項目	自 2022年4月12日	自 2022年10月12日
	至 2022年10月11日	至 2023年4月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であ	同左
	り、信託約款に規定する「運用の基	
	本方針」に従い、有価証券等の金融	
	商品に対して投資として運用するこ	
	とを目的としております。	

				有恤訨夯庙出書 (内国投資信
2.	金融商品の内容及び当該金融商品	当ファンドが保有する金融商品の種	同左	
	に係るリスク	類は、有価証券、コール・ローン等		
		の金銭債権及び金銭債務でありま		
		す。当ファンドが保有する有価証券		
		の詳細は「附属明細表」に記載して		
		おります。これらは、市場リスク		
		(価格変動リスク、為替変動リス		
		ク、金利変動リスク)、信用リス		
		ク、及び流動性リスクを有しており		
		ます。		
3.	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプラ	同左	
		イアンス・リスク管理担当部署が、		
		運用リスクを把握、管理し、その結		
		果に基づき運用担当部署へ対応の指		
		- │ 示等を行うことにより、適切な管理		
		 を行います。運用評価委員会等はこ		
		 れらの運用リスク管理状況の報告を		
		│ │ 受け、総合的な見地から運用状況全		
		般の管理を行います。		

2.金融商品の時価等に関する事項

項目		前期	当期
	現日	2022年10月11日現在	2023年4月10日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則とし	同左
	差額	てすべて時価で評価しているため、	
		貸借対照表計上額と時価との差額は	
		ありません。	
2.	時価の算定方法	(1)有価証券	同左
		「(重要な会計方針に係る事項に関	
		する注記)」にて記載しておりま	
		す 。	
		(2)デリバティブ取引	
		該当事項はありません。	
		(3)上記以外の金融商品	
		上記以外の金融商品(コール・ロー	
		ン等の金銭債権及び金銭債務)は短	
		期間で決済されるため、帳簿価額は	
		時価と近似していることから、当該	
		帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一	同左
	ついての補足説明	定の前提条件等を採用しているた	
		め、異なる前提条件等によった場	
		合、当該価額が異なることもありま	
		す。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	前期	当期
	2022年10月11日現在 2023年4月10日	
種類	最終計算期間の	最終計算期間の
	損益に含まれた	損益に含まれた
	評価差額(円)	評価差額(円)
親投資信託受益証券	9,530,226,948	2,594,962,059
合計	9,530,226,948	2,594,962,059

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期	当期	
	2022年10月11日現在	2023年4月10日現在	
1口当たり純資産額	0.4826円	0.4884円	
(1万口当たり純資産額)	(4,826円)	(4,884円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2023年4月10日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	DIAM US・リート・オー プン・マザーファンド	4,475,417,143	19,887,858,700	
	DIAM インターナショナ ル・リート・インカム・オープ ン・マザーファンド	9,834,952,406	31,523,972,946	
親投資信託受益証券 合計		14,310,369,549	51,411,831,646	
合計			51,411,831,646	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「DIAM US・リート・オープン・マザーファンド」受益証券及び「DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	(112:13)
	2023年4月10日現在
資産の部	
流動資産	
預金	1,541,383,705
コール・ローン	608,772,864
投資証券	19,219,034,504
未収配当金	88,582,445
流動資産合計	21,457,773,518
資産合計	21,457,773,518
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	4,828,734,283
剰余金	
剰余金又は欠損金()	16,629,039,235
元本等合計	21,457,773,518
純資産合計	21,457,773,518
負債純資産合計	21,457,773,518

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年10月12日	
	以 日	至 2023年4月10日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
		たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ
		いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気
		配相場に基づいて評価しております。
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金
		原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上
		しております。
3.	その他財務諸表作成のための基礎	外貨建取引等の処理基準
	となる事項	外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に
		換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令
		第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2023年4月10日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	4,844,938,122円
	本額	
	同期中追加設定元本額	8,387,556円
	同期中一部解約元本額	24,591,395円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	DIAM ワールド・リート・インカム・オープン (毎月決算コース)	4,475,417,143円
	DIAM世界インカム・オープン(毎月決算コース)	67,712,367円
	DIAM ワールドREITアクティブファンド(毎月決算型)	116,331,755円
	DIAM世界3資産オープン(毎月決算型)	43,332,460円
	DIAM ワールドREITアクティブファンド <dc年金></dc年金>	125,940,558円
	計	4,828,734,283円
2.	受益権の総数	4,828,734,283□

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	項目	自 2022年10月12日 至 2023年4月10日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細 は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動 リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リ スクを有しております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

	項目	2023年4月10日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年4月10日現在	
	当期の	
	損益に含まれた	
	評価差額(円)	
投資証券	706,735,769	
合計	706,735,769	

⁽注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2022年12月10日から2023年4月10日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年4月10日現在
1口当たり純資産額	4.4438円
(1万口当たり純資産額)	(44,438円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2023年4月10日現在

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

				有価証券届出書(内	
種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE	49,564.000	6,165,265.960	
		EQUIT	49,304.000	0,100,200.900	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	106,050.000	3,361,785.000	
		AMERICAN TOWER CORP	27,230.000	5,628,168.700	
		AVALONBAY COMMUNITIES	38,370.000	6,453,450.300	
		INC	33,0.0.00		
		BOSTON PROPERTIES INC	52,770.000	2,802,087.000	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP	249,750.000	5,189,805.000	
		INC			
		CAMDEN PROPERTY TRUST	19,830.000	2,073,424.800	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	21,370.000	775,944.700	
		COUSINS PROPERTIES INC	301,855.000	6,320,843.700	
		CROWN CASTLE INC	31,560.000	4,242,295.200	
		CUBESMART	40,700.000	1,945,460.000	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	44,250.000	4,023,652.500	
		DOUGLAS EMMETT INC	225,530.000	2,900,315.800	
		EQUINIX INC	10,110.000	7,190,535.300	
		EQUITY RESIDENTIAL	60,545.000	3,641,176.300	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	26,341.000	5,524,761.340	
		FEDERAL REALTY INVS			
		TRUST	20,310.000	1,985,099.400	
		HEALTHPEAK PROPERTIES	84,946.000	1,821,242.240	
		INC	74 070 000	4 050 077 500	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	71,070.000	1,652,377.500	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	290,373.000	1,890,328.230	
		LIFE STORAGE INC	10, 050, 000	2 967 442 500	
		NETSTREIT CORP	19,950.000	2,867,413.500	
		PROLOGIS INC	68,590.000	1,284,004.800	
		PUBLIC STORAGE	99,927.000	12,266,039.250	
			28,040.000	8,714,551.600	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP	268,200.000	3,618,018.000	
		REXFORD INDUSTRIAL	100,130.000	5,845,589.400	
		REALTY INC	100,130.000	3,043,309.400	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	53,930.000	5,919,896.100	
		SUN COMMUNITIES INC	14,960.000	2,103,525.600	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS	352,740.000	3,358,084.800	
		TERRENO REALTY CORP	97,883.000	6,242,977.740	
		UDR INC	105,700.000	4,299,876.000	
		VENTAS INC	101,980.000	4,347,407.400	
		VICI PROPERTIES INC	63,240.000	2,043,916.800	
		WELLTOWER INC	89,710.000	6,418,750.500	
	アメリカ・ドル	小計	3,237,504.000	144,918,070.460	
			, 1 ,1311232	(19,219,034,504)	
	L 計		3,237,504	19,219,034,504	
				(19,219,034,504)	

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(19,219,034,504)

(注)

- 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	氃	名柄数	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資証券	34銘柄	89.57	100.00

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド 貸借対照表

(単位:円)

	(112:13)
	2023年4月10日現在
資産の部	
流動資産	
預金	536,584,596
コール・ローン	892,263,647
投資信託受益証券	12,265,863,236
投資証券	20,201,180,527
未収配当金	62,774,077
流動資産合計	33,958,666,083
資産合計	33,958,666,083
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	10,594,445,622
剰余金	
剰余金又は欠損金()	23,364,220,461
元本等合計	33,958,666,083
純資産合計	33,958,666,083
負債純資産合計	33,958,666,083

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主女な公司万里にかる事項に対する江山)	
項目	自 2022年10月12日
	至 2023年4月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
	たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ
	いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気
	配相場に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
	たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ
	いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気
	配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上
	しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎	外貨建取引等の処理基準
となる事項	外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に
	換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令
	第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

	対照依に関する注記)	
	項目	2023年4月10日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	11,288,309,767円
	本額	
	同期中追加設定元本額	1,092,440円
	同期中一部解約元本額	694,956,585円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	DIAM ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)	9,834,952,406円
	DIAM世界インカム・オープン(毎月決算コース)	148,947,485円
	DIAM ワールドREITアクティブファンド(毎月決算型)	250,530,542円
	DIAM世界3資産オープン(毎月決算型)	98,557,594円
	DIAM ワールドREITアクティブファンド <dc年金></dc年金>	261,457,595円
	計	10,594,445,622円
2.	受益権の総数	10,594,445,622□

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年10月12日
	至 2023年4月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方
	針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目
	的としております。

	有侧趾分周山音(內国投資店
金融商品の内容及び当該金融商品	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の
に係るリスク	金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細
	は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動
	リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リ
	スクを有しております。
金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運
	用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等
	を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの
	 運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理
	を行います。
	に係るリスク

2.金融商品の時価等に関する事項

	項目	2023年4月10日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期 間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年4月10日現在		
	当期の		
	損益に含まれた		
	評価差額(円)		
投資信託受益証券	165,520,645		
投資証券	390,404,132		
合計	224,883,487		

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2022年12月10日から2023年4月10日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年4月10日現在
1口当たり純資産額	3.2053円
(1万口当たり純資産額)	(32,053円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2023年4月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	アメリカ・ドル	DIGITAL CORE REIT	12 494 500 000	E 690 447 500	
証券		MANAGEMENT PTE LTD	12,484,500.000	5,680,447.500	
	アメリカ・ドル 小計		12,484,500.000	5,680,447.500	
				(753,340,947)	
	オーストラリ ア・ドル	CHARTER HALL RETAIL REIT	3,230,658.000	12,018,047.760	
		GOODMAN GROUP	597,337.000	11,265,775.820	
		GPT GROUP	2,757,120.000	11,690,188.800	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTRALIA	3,578,152.000	11,092,271.200	
		NATIONAL STORAGE REIT	7,135,696.000	18,267,381.760	
		REGION RE LTD	8,722,312.000	20,584,656.320	
		STOCKLAND	944,822.000	3,873,770.200	
		VICINITY CENTRES	6,302,094.000	12,257,572.830	
	オーストラリア・	ドル 小計	33,268,191.000	101,049,664.690	
				(8,928,748,371)	
	シンガポール・ ドル	CAPLAND ASCENDAS REIT	1,570,591.000	4,507,596.170	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	1,674,540.000	3,985,405.200	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	4,282,242.000	7,408,278.660	
		PARKWAY LIFE REIT	2,517,000.000	10,042,830.000	
	シンガポール・ドル 小計		10,044,373.000	25,944,110.030	
				(2,583,773,918)	
投資信託受益語	证券 合計		55,797,064	12,265,863,236	
				(12,265,863,236)	
投資証券 イギリス・ポンド		SEGRO PLC	1,185,138.000	9,220,373.640	
		UNITE GROUP PLC	984,214.000	9,635,455.060	
	イギリス・ポント	小計	2,169,352.000	18,855,828.700	
				(3,105,366,429)	
	カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REIT	271,400.000	6,296,480.000	
		CANADIAN APT PPTYS REIT	421,539.000	19,837,625.340	
		CROMBIE REAL ESTATE INV	576,200.000	8,787,050.000	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	771,800.000	12,279,338.000	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,162,950.000	19,665,484.500	
		RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	819,870.000	17,061,494.700	
	カナダ・ドル 小		4,023,759.000	83,927,472.540 (8,239,999,254)	
				(0,200,000,204)	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

				有"""""""""""""""""""""""""""""""""""""	四汉县口
	ニュージーラン ド・ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	11,602,872.000	24,830,146.080	
	ニュージーランド	・ドル 小計	11,602,872.000	24,830,146.080	
				(2,056,184,397)	
	ユーロ	COFINIMMO SA	34,726.000	2,899,621.000	
		GECINA SA	43,793.000	4,208,507.300	
		ICADE	90,256.000	3,918,915.520	
		INMOBILIARIA COLONIAL	174 962 000	1 000 005 100	
		SOCIMI SA	174,863.000	1,008,085.190	
		KLEPIERRE	285,887.000	6,020,780.220	
		VASTNED RETAIL	452,507.000	9,864,652.600	
		WAREHOUSES DE PAUW	690,172.000	19,090,157.520	
	ユーロ 小計		1,772,204.000	47,010,719.350	
				(6,799,630,447)	
投資証券 合計	†		19,568,187	20,201,180,527	
				(20,201,180,527)	
合計				32,467,043,763	
				(32,467,043,763)	

(注)投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 1. 各種通貨毎の小計の欄における() 内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資信託受益証券	1銘柄	2.22	-	2.32
イギリス・ポンド	投資証券	2銘柄	-	9.14	9.56
オーストラリア・ドル	投資信託受益証券	8銘柄	26.29	-	27.50
カナダ・ドル	投資証券	6銘柄	-	24.26	25.38
シンガポール・ドル	投資信託受益証券	4銘柄	7.61	-	7.96
ニュージーランド・ドル	投資証券	1銘柄	-	6.05	6.33
ユーロ	投資証券	7銘柄	-	20.02	20.94

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年4月28日現在

資産総額	53,177,689,458円
負債総額	104,187,719円
純資産総額(-)	53,073,501,739円
発行済数量	107,106,602,053□
1口当たり純資産額(/)	0.4955円

(参考)

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

2023年4月28日現在

資産総額	21,672,236,659円
負債総額	0円
純資産総額(-)	21,672,236,659円
発行済数量	4,827,372,603□
1口当たり純資産額(/)	4.4894円

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

2023年4月28日現在

資産総額	34,348,085,338円
負債総額	0円
純資産総額(-)	34,348,085,338円
発行済数量	10,511,875,747
1口当たり純資産額(/)	3.2676円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
 - (1) 資本金の額(2023年4月28日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2023年4月28日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運 用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2023年4月28日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1,395,036,939,532
追加型株式投資信託	794	14,529,802,864,852
単位型公社債投資信託	23	39,735,249,516
単位型株式投資信託	212	1,119,771,942,422
合計	1,055	17,084,346,996,322

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第38期事業年度(自2022年4月1日至2023年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

		第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
 (資産の部)			(
流動資産			
現金・預金		31,421	33,770
金銭の信託		30,332	29,184
未収委託者報酬		17,567	16,279
未収運用受託報酬		4,348	3,307
未収投資助言報酬		309	283
未収収益		5	15
前払費用		1,167	1,129
その他		2,673	2,377
流	動資産計	87,826	86,346
固定資産			
有形固定資産		1,268	1,127
建物		1 1,109	1 1,001
器具備品		1 158	1 118
リース資産		-	1 7
無形固定資産		4,561	5,021
ソフトウエア		3,107	3,367
ソフトウエア仮勘定		1,449	1,651
電話加入権		3	2
投資その他の資産		10,153	9,768
投資有価証券		241	182
関係会社株式		5,349	5,810
長期差入保証金		1,102	775
繰延税金資産		3,092	2,895
その他		367	104
固	定資産計	15,983	15,918
資産合計		103,810	102,265

(単位:百万円)

		(単位:日万円)
	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
 (負債の部)	(2022年0/301日7年)	(2020年0/301日5年)
流動負債		
預り金	1,445	1,481
リース債務	-	1
未払金	7,616	7,246
未払収益分配金	0	0
未払償還金	9	-
未払手数料	7,430	7,005
その他未払金	175	240
未払費用	8,501	7,716
未払法人税等	2,683	1,958
未払消費税等	1,330	277
賞与引当金	1,933	1,730
役員賞与引当金	69	48
流動負債計	23,581	20,460
固定負債		
リース債務	-	6
退職給付引当金	2,507	2,654
時効後支払損引当金	147	108
固定負債計	2,655	2,769
負債合計	26,236	23,230
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	56,020	57,481
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	55,896	57,358
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	24,216	25,678
株主資本計	77,573	79,034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	77,573	79,034
負債・純資産合計	103,810	102,265

(2)【損益計算書】

(単1						
	第37期	_	第38期			
	(自 2021年4月		(自 2022年4月1日			
	至 2022年3月	∃31日)	至 2023年3	月31日)		
営業収益						
委託者報酬	108,563		95,739			
運用受託報酬	16,716		16,150			
投資助言報酬	1,587		2,048			
その他営業収益	12		23			
営業収益計		126,879		113,962		
営業費用		120,073		110,302		
	45 470		44 070			
支払手数料	45,172		41,073			
広告宣伝費	391		216			
公告費	0		0			
調査費	36,488		33,177			
調査費	10,963		12,294			
委託調査費	25,525		20,882			
	557		548			
営業雑経費	842		733			
通信費	35		36			
印刷費	606		504			
協会費	66		69			
諸会費	26		29			
支払販売手数料	106		92			
営業費用計		83,453		75,749		
一般管理費						
給料	10,377		10,484			
役員報酬	168		168			
給料・手当	8,995		9,199			
賞与	1,213		1,115			
交際費	6		17			
寄付金	15		11			
旅費交通費	40		128			
租税公課	367		330			
	1,674		1,006			
	· ·		· ·			
退職給付費用	495		437			
固定資産減価償却費	1,389		1,388			
福利厚生費	42		47			
修繕費	0		1			
賞与引当金繰入額	1,933		1,730			
役員賞与引当金繰入額	69		48			
機器リース料	0		0			
事務委託費	3,901		4,074			
事務用消耗品費	45		37			
器具備品費	0		1			
諸経費	217		334			
	217	20,578		20,078		
営業利益		22,848		18,135		

		第37		第38期 (自 2022年4月1日		
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)			(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		
営業外収益						
受取利息		13		10		
受取配当金	1	559		1 2,400		
時効成立分配金・償還金		0		0		
為替差益		7		-		
雑収入		19		10		
時効後支払損引当金戻入額		10		24		
営業外収益計			610		2,446	
営業外費用						
為替差損		-		3		
金銭の信託運用損		743		1,003		
早期割増退職金		20		24		
雑損失		-		47		
営業外費用計			764		1,079	
経常利益			22,694		19,502	
特別利益						
固定資産売却益		0		-		
投資有価証券売却益		-		4		
特別利益計			0		4	
特別損失						
固定資産除却損		5		12		
投資有価証券売却損		6		9		
ゴルフ会員権売却損		3		-		
オフィス再編費用	2	509		-		
関係会社株式評価損		-		584		
特別損失計			525		606	
税引前当期純利益			22,169		18,900	
法人税、住民税及び事業税			6,085		4,881	
法人税等調整額			584		197	
法人税等合計			6,669		5,078	
当期純利益			15,499		13,821	

(3)【株主資本等変動計算書】

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	(+E-1313)								
			資本剰余金			利	益剰余金		
							川益剰余金		株主資本
資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	別途	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	19,996	51,800	73,353
当期変動額									
剰余金の配当							11,280	11,280	11,280
当期純利益							15,499	15,499	15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,219	4,219	4,219
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573

	評価・換	算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計	
当期首残高	0	0	73,353	
当期変動額				
剰余金の配当			11,280	
当期純利益			15,499	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0	
当期変動額合計	0	0	4,219	
当期末残高	0	0	77,573	

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	株主資本								
			資本剰余金		利益剰余金				
					その他和		引益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							12,360	12,360	12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換	算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計	
当期首残高	0	0	77,573	
当期変動額				
剰余金の配当			12,360	
当期純利益			13,821	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0	
当期変動額合計	0	0	1,461	
当期末残高	0	0	79,034	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評 価方法 	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 2~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した 額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実 績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投 資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の 経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資 信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。 (3)投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。 (4)成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のべ ンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運 用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報 酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しておりま

す。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっておりま

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該適用指針の適用に伴う、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、(金融商品会計)注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27 - 3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)	
建物	415	523	
器具備品	966	934	
リース資産	-	1	

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第37期	第38期
	(自 2021年4月 1日	(自 2022年4月 1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
受取配当金	543	2,393

2.オフィス再編費用

オフィス再編費用は、主に本社オフィスレイアウトの見直しによるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
	発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)		
	普通株式	24,490	-	-	24,490		
	A種種類株式	15,510	-	-	15,510		
	合計	40,000	-	-	40,000		

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	11,280	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

_	- / 	5-7C 1 /2		, 10 1 07 7 7 1	<u> </u>	10 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>
	決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
	2022年6月16日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	企时 你工秘女	A種種 類株式	水水亚				

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日	普通株式	12, 260	200, 000	2022年2日24日	2022年6日47日
定時株主総会	A種種類 株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通 株式 A種種 類株式	利益剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、 発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第37期(2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	30,332	30,332	-
その他有価証券	1	1	-
資産計	30,334	30,334	-

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)金銭の信託	29,184	29,184	-
(2)投資有価証券			
その他有価証券	1	1	-
資産計	29,186	29,186	-

(注1)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(2022年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	31,421	-	-	-
(2)金銭の信託	30,332	-	-	-
(3)未収委託者報酬	17,567	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	4,348	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	83,670	1	-	-

第38期(2023年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	33,770	-	-	-
(2)金銭の信託	29,184	-	-	-
(3)未収委託者報酬	16,279	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	3,307	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	82,540	1	-	-

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第37期(2022年3月31日現在)

区分	時価(百万円)				
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1) 金銭の信託	-	6,932	-	6,932	
(2)投資有価証券	-	-	-	-	
その他有価証券	-	-	-	-	
資産計	-	6,932	-	6,932	

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は、金銭の信託23,399百万円、投資有価証券1百万円となります。

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価(百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1) 金銭の信託	-	29,184	-	29,184	
(2)投資有価証券	-	-	-	-	
その他有価証券	-	1	-	1	
資産計	-	29,186	1	29,186	

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価等に関する事項及び3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
投資有価証券(その他有価証券) 非上場株式 関係会社株式	239	180
非上場株式	5,349	5,810

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第37期の貸借対照表計上額5,349百万円、第38期の貸借対照表計上額5,810百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第37期(2022年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額239百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

第38期(2023年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	1	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額180百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
株式	13	-	6	

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
株式	54	4	9	

4.減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について584百万円(関係会社株式584百万円)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円) 第37期 第38期 (自 2021年4月1日 (自 2022年4月1日 至 2022年3月31日) 至 2023年3月31日) 退職給付債務の期首残高 2,479 2.576 勤務費用 295 279 利息費用 2 2 数理計算上の差異の発生額 14 31 退職給付の支払額 185 191 退職給付債務の期末残高 2,576 2,698

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円) 第37期 第38期 (2022年3月31日現在) (2023年3月31日現在) 非積立型制度の退職給付債務 2,576 2,698 2,576 未積立退職給付債務 2,698 未認識数理計算上の差異 35 44 未認識過去勤務費用 33 0 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 2,507 2,654 退職給付引当金 2,507 2,654 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 2,507 2,654

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(百万円)
	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	34	22
過去勤務費用の費用処理額	69	34
その他	3	4
確定給付制度に係る退職給付費用	398	334

⁽注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において20百万円、当事業年度に おいて24百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第37期	
	(2022年3月31日現在) (2023年3月31日現在)	
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 3.76%	1.00% ~ 3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度97百万円、当事業年度103百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第37期</u>	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	156	121
未払事業所税	10	9
賞与引当金	592	529
未払法定福利費	92	94
運用受託報酬	845	390
資産除去債務	13	15
減価償却超過額(一括償却資産)	12	21
減価償却超過額	58	198
繰延資産償却超過額(税法上)	292	297
退職給付引当金	767	812
時効後支払損引当金	45	33
ゴルフ会員権評価損	7	7
関係会社株式評価損	166	345
投資有価証券評価損	28	4
その他	2	13
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,092	2,895
繰延税金負債		
繰延税金負債合計		-
繰延税金資産の純額	3,092	2,895

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第37期</u>	<u>第38期</u>
	<u>(2022年3月31日現在)</u>	<u>(2023年3月31日現在)</u>
法定実効税率	-	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	3.69 %
その他		0.06 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		26.87 %

(注)前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信	
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務	0,777	信託業務、銀行業 務、投資運用業務		

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3.企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

_	- ·>		1
	۵ ¹ 47	DIAM	MHAM
	会社名	(存続会社)	(消滅会社)
	合併比率(*)	1	0.0154

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1)貸借対照表項目

	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	76,763百万円	68,921百万円
資産合計	76,763百万円	68,921百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	4,740百万円	3,643百万円
負債合計	4,740百万円	3,643百万円
純資産	72,022百万円	65,278百万円
	1	タナー・ヘキーバムー- 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1:

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん55,263百万円51,451百万円顧客関連資産25,175百万円20,947百万円

(2)損益計算書項目

()	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	8,429百万円	8,039百万円
経常利益	8,429百万円	8,039百万円
税引前当期純利益	8,429百万円	8,039百万円
当期純利益	7,015百万円	6,744百万円
1株当たり当期純利益	175,380円68銭	168,617円97銭
(注)営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額が	が含まれております。
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,618百万円	4,228百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
委託者報酬	108,259百万円	95,739百万円
運用受託報酬	14,425百万円	14,651百万円
投資助言報酬	1,587百万円	2,048百万円
成功報酬(注)	2,594百万円	1,499百万円
その他営業収益	12百万円	23百万円
合計	126,879百万円	113,962百万円

⁽注)成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬、当事業年度に おいては損益計算書の運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)及び第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当はありません。

(2)子会社及び関連会社等

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当はありません。

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	· //3 (PI =		<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>								
	会社等の	住所		事業の		関係	系内容	取引の内容	FT7 コークカロ	科目	期末残高
属性	五紅寺の 名称		又は 出資金	内容又 は職業	有(被	役員の	事業上	以りの内台	取引金額 (百万円)	17 E	(百万円)
'=					所有) 割合	兼任等	の関係				
親	株式会社	市古邦	14 040	组织类			 当社設定	投資信託の	7,789	未払	1,592
社	みずほ銀	来示部 千代田 区	億円	郵门	•		投資信託	販売代行手 数料	•	手数料	1,392
の子会社	券株式会	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-			投資信託の 販売代行手 数料	•	未払 手数料	2,651

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	会社等の	住所		事業の 内容又			系内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
属性	2称	注例		は職業		役員の 兼任等	事業上 の関係	扱うの内谷	(百万円)	1 7 E	(百万円)
会社	株式会社 みずほ銀 行			銀行業	-		投資信託	投資信託の 販売代行手 数料	•	未払 手数料	1,579
1 4	みずほ証 券株式会 社		,	証券業	-	-		投資信託の 販売代行手 数料	•	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

(1株当たり情報)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,939,327円79銭	1,975,862円96銭
1株当たり当期純利益金額	387,499円36銭	345,535円19銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、アストマックス株式会社からPayPayアセットマネジメント株式会社(以下「PPAM」といいます。)の発行済株式の49.9%を2022年8月1日付で譲り受けており、同日付でPPAMは委託会社の関連会社となりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円 (2022年3月末日現在)
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

株式会社かずほ銀行 1,404,065 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社三菱UF J銀行 1,711,958 日本において銀行業務を営んでおります。 P a y P a y 銀行株式会社 37,250 日本において銀行業務を営んでおります。 V 二一銀行株式会社 38,500 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社みちのく銀行(1) 36,966 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東邦銀行(1) 23,519 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社常陽銀行 135,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社常陽銀行 135,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社常陽銀行 85,113 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社構採銀行 145,069 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社構採銀行 215,628 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社神理北越銀行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社神理北越銀行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社神理北越行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社福井銀行(1) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市銀銀行 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社の開銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社自用銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社中国銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市世銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市世銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市世銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社・詳銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。			トの・販売会在一覧衣」の通りです。
株式会社みずほ銀行 1,404,065 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社三菱UFJ銀行 1,711,958 日本において銀行業務を営んでおります。 ア a y P a y 銀行株式会社 37,250 日本において銀行業務を営んでおります。 ソニー銀行株式会社 38,500 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社みちのく銀行(1) 36,986 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社専邦銀行(1) 23,519 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社で親親行 135,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社常帰銀行 85,113 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社構浜銀行 215,628 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社/十二銀行 52,243 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社/十二銀行 52,243 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に対して銀行業務を営んでおります。 株式会社に対して銀行業務を営んでおります。 株式会社(単規行(1) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に対して銀行業務を営んでおります。 株式会社に対して銀行業務を営んでおります。 株式会社に対して銀行業務を営んでおります。 株式会社に対して銀行業務を営んでおります。 株式会社に対して銀行業務を営んでおります。 株式会社に対して銀行業務を営んでおります。 株式会社に対して銀行業務を営んでおります。 株式会社に対して銀行業務を営んでおります。 株式会社に対して銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に対銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に対い銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に対銀行(1) 1日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に対銀行(1) 1日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に場合大正銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 大会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 大会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 大会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 大会社に基づき記述では対け、対け、対け、対け、対け、対け、対け、対け、対け、対け、対け、対け、対け、対	夕 称	資本金の額	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行 1,711,958 日本において銀行業務を営んでおります。 PayPay銀行株式会社 38,500 日本において銀行業務を営んでおります。 火二一銀行株式会社 36,986 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東邦銀行(1) 23,519 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社尾利銀行 135,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社常陽銀行 85,113 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社常陽銀行 145,069 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社情無銀行 215,628 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社第四北越銀行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社第四北越銀行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社用銀行(1) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に用銀行(1) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市銀銀行 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に開銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社同期銀行 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市出現行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市出現行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市出現行業務を営んでおります。 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市出現行業務を営んでおります。 121,101 日本において銀行	☐ 10°	(単位:百万円)	ず 未 ひ [] 日
PayPay銀行株式会社 37,250 日本において銀行業務を営んでおります。 ソニー銀行株式会社 38,500 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東邦銀行(1) 23,519 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社下期銀行(1) 135,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社下幕銀行 145,069 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社所属銀行 215,628 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社所知銀行(1) 17,965 株式会社に日来銀行(1) 17,965 株式会社に田泉州銀行(1) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に田泉州銀行(1) 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に関銀行(1) 株式会社同期銀行(1) 5481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社同期銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市田銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市和銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社原籍の会社のよります。	株式会社みずほ銀行	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
ソニー銀行株式会社 38,500 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社みちのく銀行(1) 36,986 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東邦銀行(1) 23,519 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社足利銀行 135,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社常陽銀行 85,113 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社「集銀行 215,628 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社第四北越銀行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社用井銀行(1) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に中土銀行 37,400 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に用泉州銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に開銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社画取銀行 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市口銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市日本シティ銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社で開発を営んでおります。 42,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市の銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社の場合 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市場行 10,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市場所 10,000 日本において銀行業務を営んでおります。	株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社東邦銀行 (1) 23,519 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東邦銀行 (1) 23,519 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に関銀行 135,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社で開銀行 85,113 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社「業銀行 145,069 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社有点銀行 215,628 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社第四北越銀行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社八十二銀行 52,243 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社(日本銀行) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社(日本銀行) 37,400 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社でお銀行 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に関銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に関銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社(日馬銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社(日本銀行) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社(国本銀行) 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社(国本銀行) 56,967 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社で出て銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社で出て銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社表社(高人) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社(国島大正銀行) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社(国島大正銀行) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社(国島大正銀行) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 対働金庫連合会 (2)120,000 系統中央機関です。	PayPay銀行株式会社	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社東邦銀行(1) 23,519 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社足利銀行 135,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社常陽銀行 85,113 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社干葉銀行 145,069 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社横浜銀行 215,628 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社第四北越銀行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社八十二銀行 52,243 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社におけて銀行業務を営んでおります。 株式会社三十三銀行 37,400 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社三十三銀行 37,400 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に田泉州銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社の田泉州銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に田泉州銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社の馬銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社自十四銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市は現行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社でカリます。 株式会社でおけます。 株式会社でおります。 株式会社であります。 株式会社であります。 株式会社であります。 株式会社であります。 株式会社であります。 株式会社であります。 株式会社で最行(1) 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社で高島大正銀行(1) 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社の場銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社の場銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社の場銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 労働金庫連合会	ソニー銀行株式会社	38,500	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社足利銀行 85,113 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社常陽銀行 85,113 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社代業銀行 145,069 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社横浜銀行 215,628 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社第四北越銀行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社八十二銀行 52,243 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社「中銀行 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社三十三銀行 37,400 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社三十三銀行 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に印泉州銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社と田泉州銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社と田泉銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社自用銀行 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社自十四銀行 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市中国銀行 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市本シティ銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 38,663 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社・東和銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社・東和銀行 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社・東和銀行 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社・東和銀行 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社・東和銀行 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社・東和銀行 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社・東和銀行 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。	株式会社みちのく銀行(1)	36,986	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社常陽銀行	株式会社東邦銀行(1)	23,519	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社千葉銀行 215,628 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社横浜銀行 215,628 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社第四北越銀行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社八十二銀行 52,243 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社福井銀行(1) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社三十三銀行 37,400 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社京都銀行 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社池田泉州銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社紀陽銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社但馬銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社自町銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市口銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市口銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社五日本シティ銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 38,653 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社徳島大正銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社徳島大正銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 外働金庫連合会 (2)120,000 労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社足利銀行	135,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社横浜銀行 215,628 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社第四北越銀行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社八十二銀行 52,243 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社福井銀行(1) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社三十三銀行 37,400 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社京都銀行 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社池田泉州銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社紀陽銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社但馬銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社自井四銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市工の銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市工の銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市工の銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市本シティ銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社北洋銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 38,653 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社も島大正銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。	株式会社常陽銀行	85,113	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社第四北越銀行 30,000 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社八十二銀行 52,243 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社福井銀行(1) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社三十三銀行 37,400 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社京都銀行 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社池田泉州銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社紀陽銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社但馬銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社自井四銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市十四銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市中の銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市中の銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社市中の銀行(1) 11,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社北洋銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社・取銀行 38,653 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社・原義大正銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 労働金庫連合会 9 労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社千葉銀行	145,069	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社八十二銀行 52,243 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社福井銀行(1) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社三十三銀行 37,400 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社京都銀行 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社池田泉州銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社紀陽銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社但馬銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社鳥取銀行 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社高中四銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社琉球銀行 56,967 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社西日本シティ銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 38,653 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社徳島大正銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 労働金庫連合会 労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社横浜銀行	215,628	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社福井銀行(1) 17,965 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社三十三銀行 37,400 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社京都銀行 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社池田泉州銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社紀陽銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社但馬銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社鳥取銀行 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社高十四銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社琉球銀行 56,967 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社西日本シティ銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社北洋銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 38,653 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社徳島大正銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 対働金庫連合会 労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社第四北越銀行	30,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社三十三銀行 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社池田泉州銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社紀陽銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社紀陽銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社鳥取銀行 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社百十四銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社西日本シティ銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社北洋銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社・非銀行 38,653 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社徳島大正銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社徳島大正銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 労働金庫連合会 労働金庫法に基づき設立された労働金庫の 系統中央機関です。	株式会社八十二銀行	52,243	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社京都銀行 42,103 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社に田泉州銀行 61,385 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社紀陽銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社自馬銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社高中四銀行 1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社百十四銀行 56,967 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社西日本シティ銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社北洋銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社北洋銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 38,653 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社徳島大正銀行 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社徳島大正銀行 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行 1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行 (1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 労働金庫法に基づき設立された労働金庫の 系統中央機関です。	株式会社福井銀行(1)	17,965	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社池田泉州銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社但馬銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社鳥取銀行 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社百十四銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社琉球銀行 56,967 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社西日本シティ銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社北洋銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 38,653 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 ゲ働金庫連合会 グ働金庫法に基づき設立された労働金庫の 系統中央機関です。	株式会社三十三銀行	37,400	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社紀陽銀行 80,096 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社自馬銀行 5,481 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社高中四銀行 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社百十四銀行 1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社琉球銀行 56,967 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社西日本シティ銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社北洋銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 38,653 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社徳島大正銀行 1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行 1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行 (1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 労働金庫連合会 (2)120,000 労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社京都銀行	42,103	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社但馬銀行5,481日本において銀行業務を営んでおります。株式会社鳥取銀行9,061日本において銀行業務を営んでおります。株式会社百十四銀行(1)37,322日本において銀行業務を営んでおります。株式会社琉球銀行56,967日本において銀行業務を営んでおります。株式会社西日本シティ銀行85,745日本において銀行業務を営んでおります。株式会社北洋銀行121,101日本において銀行業務を営んでおります。株式会社東和銀行38,653日本において銀行業務を営んでおります。株式会社徳島大正銀行(1)11,036日本において銀行業務を営んでおります。株式会社長崎銀行(1)7,621日本において銀行業務を営んでおります。労働金庫連合会労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社池田泉州銀行	61,385	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社鳥取銀行 9,061 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社百十四銀行(1) 37,322 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社琉球銀行 56,967 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社西日本シティ銀行 85,745 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社北洋銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 38,653 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社徳島大正銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 サ働金庫連合会 (2)120,000 労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社紀陽銀行	80,096	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社百十四銀行(1)37,322日本において銀行業務を営んでおります。株式会社琉球銀行56,967日本において銀行業務を営んでおります。株式会社西日本シティ銀行85,745日本において銀行業務を営んでおります。株式会社北洋銀行121,101日本において銀行業務を営んでおります。株式会社東和銀行38,653日本において銀行業務を営んでおります。株式会社徳島大正銀行(1)11,036日本において銀行業務を営んでおります。株式会社長崎銀行(1)7,621日本において銀行業務を営んでおります。労働金庫連合会労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社但馬銀行	5,481	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社琉球銀行56,967日本において銀行業務を営んでおります。株式会社西日本シティ銀行85,745日本において銀行業務を営んでおります。株式会社北洋銀行121,101日本において銀行業務を営んでおります。株式会社東和銀行38,653日本において銀行業務を営んでおります。株式会社徳島大正銀行(1)11,036日本において銀行業務を営んでおります。株式会社長崎銀行(1)7,621日本において銀行業務を営んでおります。労働金庫連合会労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社鳥取銀行	9,061	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社西日本シティ銀行85,745日本において銀行業務を営んでおります。株式会社北洋銀行121,101日本において銀行業務を営んでおります。株式会社東和銀行38,653日本において銀行業務を営んでおります。株式会社徳島大正銀行(1)11,036日本において銀行業務を営んでおります。株式会社長崎銀行(1)7,621日本において銀行業務を営んでおります。労働金庫連合会労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社百十四銀行(1)	37,322	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北洋銀行 121,101 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社東和銀行 38,653 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社徳島大正銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 労働金庫連合会 グ働金庫法に基づき設立された労働金庫の 系統中央機関です。	株式会社琉球銀行	56,967	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社東和銀行38,653日本において銀行業務を営んでおります。株式会社徳島大正銀行(1)11,036日本において銀行業務を営んでおります。株式会社長崎銀行(1)7,621日本において銀行業務を営んでおります。労働金庫連合会労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社西日本シティ銀行	85,745	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社徳島大正銀行(1) 11,036 日本において銀行業務を営んでおります。 株式会社長崎銀行(1) 7,621 日本において銀行業務を営んでおります。 労働金庫連合会 労働金庫法に基づき設立された労働金庫の 系統中央機関です。	株式会社北洋銀行	121,101	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社長崎銀行(1)7,621日本において銀行業務を営んでおります。労働金庫連合会労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。	株式会社東和銀行	38,653	日本において銀行業務を営んでおります。
労働金庫連合会 (2)120,000 労働金庫法に基づき設立された労働金庫の 系統中央機関です。	株式会社徳島大正銀行(1)	11,036	日本において銀行業務を営んでおります。
労働金庫連合会 (2)120,000 系統中央機関です。	株式会社長崎銀行(1)	7,621	日本において銀行業務を営んでおります。
系統中央機関です。		(2) 120.000	労働金庫法に基づき設立された労働金庫の
第一生命保険株式会社 60,000 日本において保険業務を営んでおります。	刀倒亚泮廷口云		系統中央機関です。
	第一生命保険株式会社	60,000	日本において保険業務を営んでおります。

八十二証券株式会社(1)	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
a u カブコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
池田泉州TT証券株式会社	1,250	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
極東証券株式会社	5,251	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
三菱 U F J モルガン・スタン レー証券株式会社	40,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社(1)	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
北洋証券株式会社(1)	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
むさし証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	(3) 17,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
東海東京証券株式会社	6,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
東武証券株式会社	420	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
とうほう証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
内藤証券株式会社	3,002	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
西日本シティTT証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
SMBC日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
日産証券株式会社	1,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
株式会社証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

野村證券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
打打亞力抓八公工	10,000	品取引業を営んでおります。
 浜銀TT証券株式会社(1)	3,308	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
(A)	3,300	品取引業を営んでおります。
広田証券株式会社	600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
	600	品取引業を営んでおります。
フィデリティ証券株式会社	44 750	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
フィナリナイ証分休式会社 	11,758	品取引業を営んでおります。
が出て光井子を注	11 045	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
松井証券株式会社	11,945	品取引業を営んでおります。
岡三にいがた証券株式会社(852	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
1)		品取引業を営んでおります。
二十年光州十人社	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
三木証券株式会社 	500	品取引業を営んでおります。
ションニューン	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
水戸証券株式会社 	12,272	品取引業を営んでおります。

(注)資本金の額は2022年3月末日現在

- (1)新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。
- (2)出資の総額
- (3)2021年12月31日現在

(3) 投資顧問会社

名称	デービス・セレクテド・アドバイザーズ
資本金の額	828,280千米ドル (2022年12月末日現在)
事業の内容	米国において投資顧問業務を営んでいます。

名称	ファースト・センティア・インベスターズ (オーストラリア) アイエ ム・エルティーディー
資本金の額	15,958千豪ドル (2022年12月末日現在)
事業の内容	豪州において投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集販売の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、委託会社との投資ー任契約に基づき、各マザーファンドの信託財産の運用指図 を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されてい る旨

- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合には その旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。
- (3)投資信託説明書(請求目論見書)に約款の全文を掲載します。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

アセットマネジメントOne株式会社 取締役。会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和業務 執行 社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業 も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)の2022年10月12日から2023年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)の2023年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。